

普通財産売払いのお知らせ

太子町所有の土地、建物及び附属物を、次のとおり現状渡して払い下げます。

◎売払い物件

土地	所在地	久慈郡太子町大字下野宮字赤久保1927番1	ほか4筆
	地目	雑種地（一部宅地）	
	地積	3185.55㎡	
		下野宮字赤久保1927番1	2657㎡
		〃 6257番	35㎡
		〃 1924番5	345.55㎡
		〃 1937番2	75㎡
		〃 6256番	73㎡

建物	用途等	物置（平家建）2棟
	面積	8.04㎡（昭和48年新築）
		20.35㎡（平成元年新築）

附属物 物置及び遊具等一式

価格 9,290,991円（2,917円/㎡）最低価格



現地の状況

- （１）旧保育所跡地ですが、敷地内の物置及び遊具等は残置となっています。
※最低価格は、建物及び附属物の取壊し費用並びに動産撤去費用を控除しています。
- （２）令和4年に地盤調査（スクリーウエイト貫入試験）あり。

1 売払い物件に係る制限等

- （１）用途地域 都市計画区域外
- （２）建ぺい率 なし
- （３）容積率 なし
- （４）電気 東京電力エリア
- （５）水道 太子町上水道引込可能
- （６）排水 自己負担により「個別合併処理浄化槽」を設置する必要があります。

2 申請方法

- (1) 申請期間 令和7年10月7日(火)～10月28日(火) 土日祝日を除く
(午前8時30分から午後5時まで ※但し10月28日は午後3時まで。)
- (2) 申請場所 大子町役場財政課(郵送による受付はできません。)
- (3) 申請に必要なもの
- ・普通財産売払申請書(役場財政課にあります。)
 - ・土地利用計画書(//)
- ※上記2点は、大子町ホームページからもダウンロードできます。
- ・完納証明書(未納がないことの証明)
※大子町以外に在住の方はお住まいの市町村税の完納証明書(写し)を提出してください。
- (4) 無効となる申請書
- ①記載事項が不明な場合、又は記名押印がない場合。
 - ②金額を訂正した場合、又は意思表示が不明瞭な場合。
 - ③2通以上の申請書を提出した場合。
 - ④申請書の提出に関し不正行為のあった場合。

3 申請できる方

- 申請できる方は、次に掲げる要件をすべて備えている個人又は法人といたします。
- (1) 売買代金の一括支払いが確実にできること。
- (2) 市町村税その他の税金の滞納がないこと。
- (3) 買い受けた物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがないこと。
- (4) 買い受けた物件を使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 暴力団及びその関係者の方でないこと。(大子町暴力団排除条例、大子町建設工事等暴力団排除対策設置要綱による)
- (6) 契約締結日から5年間の条件(購入した人及び法人所有の建物敷地として利用、土地の分割禁止、風俗営業の禁止及び転売の禁止)
- ※2者以上の連名(共有)による申請の場合も、連名者(共有者)全員が(1)～(6)の要件を備えていることが必要です。

4 落札者の決定

令和7年10月29日 午前10時 開札
申請金額及び使用目的を考慮して決定いたします。
同一条件で2人以上の申し込みがある場合は、選考会による選考を経て決定いたします。

5 落札者への連絡方法

落札者へは決定後、電話にて連絡を差し上げます。
必ず申請書には、連絡の取れる電話番号を記入してください。

6 売買契約の締結

- (1) 売買契約は、契約者の決定の日から11月12日(水)までに締結します。
- (2) 契約締結時の必要書類等
- ア 契約者の実印
 - イ 契約者の住民票抄本及び印鑑証明書(各1通)
※法人の場合は、法人登記簿謄本または履歴全部事項証明書及び印鑑証明書
 - ウ 収入印紙(売買契約書に貼付)
 - エ 登録免許税(収入印紙)
- ※上記イ及びエは、所有権移転登記の際使用します。

7 物件代金の支払い方法

売買契約の締結後、町が発行する納入通知書により、11月21日(金)までに町の指定金融機関等に全額を納入していただきます。

8 所有権の移転等

売買契約の際に土地の所有権移転登記に必要な書類を作成し、物件代金の納入確認後、町が登記の申請を行います。納入確認をするために、銀行振込の領収書(写し)又は納入通知書の領収書(写し)を提出してください。また、建物の固定資産課税台帳の所有者情報の変更も町が手続きを行います(建物登記を希望される場合はお申し出ください。)

9 物件の引渡し

現地で境界を確認のうえ引渡しとなります。登記識別情報通知書をお渡ししますので、受取確認の為認印をお持ちください。

10 注意事項

- (1) 現状引渡しのため、動産、遊具及び樹木等を含めた物件の引渡しになります。
- (2) 普通財産売払申請書に事実と相違する記載があるときは、申込み又は売払いの決定は無効になります。
- (3) 不動産売買の仲介手数料はかかりません。
- (4) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (5) 提出された書類等に係る情報は、普通財産売払申請以外には使用しません。
- (6) 物件引渡し後、建物の解体を行った場合は、速やかに税務課へ家屋異動届をご提出ください(令和8年1月1日以降は固定資産税がかかる場合があります。)

問合せ先

〒319-3521

茨城県久慈郡大子町北田気 662 番地

大子町役場 財政課 契約管財担当

電話 0295-72-1119(直通)

FAX 0295-72-1167